

名家連ニュース

平成31年3月22日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 598号

《障害保健福祉関係主管課長会議資料》 ②

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

○ 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。

○ このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしている。

○ 具体的には、

① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、



② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末・平成36年度末の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画に基づき基盤整備を推し進めることとしている。

○ 平成31年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進（構築支援）事業」などを活用し、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。

平成29～30年度実績

【平成30年度構築推進事業申請自治体数49】

<都道府県> 29年度 9自治体 → 30年度26自治体
<指定都市> 29年度 4自治体 → 30年度12自治体
<特別区> → 30年度 6自治体
<保健所設置市> → 30年度 5自治体

※保健所設置市及び特別区については、平成30年度より実施主体に追加



【平成30年度構築支援事業参加自治体数18】

<都道府県> 29年度 9自治体 → 30年度11自治体
<指定都市> 29年度 4自治体 → 30年度 5自治体
<特別区> 29年度 0自治体 → 30年度 2自治体



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成31年度予算案：532,733千円（平成30年度予算：515,642千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

平成31年度予算案：40,579千円（平成30年度予算：39,405千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

※次ページに続く

電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②…◆ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆ 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

障害支援区分の適切な認定の推進について

平成31年度も引き続き、市町村の個別の認定状況の調査や、市町村審査会の訪問を通じて実態把握や助言を行う事業を実施する予定であるので、ご理解とご協力をお願いしたい。

平成31年4月目途に都道府県研修担当者が研修を行う際の既存の通知及びマニュアル等に記載された内容を分かりやすくポイント整理した資料を自治体あてに送付する予定であるので、ご活用いただきたい。

精神障害者保健福祉手帳について

(1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について
精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ及び精神障害者保健福祉手帳制度の周知等に、引き続き御協力をお願いする。



(2) 精神障害者保健福祉手帳のカード化について
今後、手帳の様式が規定されている精神保健福祉法施行規則を改正し、カードでの交付を可能とすることとする予定である。具体的には、精神保健福祉法施行規則第25条に規定されていた別記様式第3号を削除し、代わって、精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項として、精神障害者の氏名、現住所及び生年月日、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限、写真の表示などを規定することとしている。

障害年金「家族の心得」シリーズ⑦

診断書を「悪く書いてもらった」という声に警告!!



相談者から「悪く書いてもらった」という声をしばしば耳にします。「悪く」ではなく生活能力の実態を反映した診断書（医師から「悪く書いたから」と言われたとしても、それは本人や家族の落胆を防ぐ配慮だと思って下さい）であると思います。名家連ニュース592号送信の際に別紙で添付した「日常生活能力の判定と程度」に照らした場合、実情は「軽く記載」されているケースが多く、不支給や級落ちの最大の要因になっています。病気や障害のために社会参加もできない「未就労・引籠り状態」は、本来「重度（1級）」に該当するのではないのでしょうか。制度上の不備を痛感しています。（相談員：堀場）